

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 千葉市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) <pre> graph TD A[千葉市教育委員会] -- ②指定 --> B[外国人児童指導教室] A -- ②派遣調整 --> C[外国人児童生徒指導協力員派遣] C -- ③派遣 --> D[日本語指導通級教室] C -- ③指定 --> E[NPO 団体] D -- ③指定 --> F[日本語の指導が必要な児童生徒が在籍している学校] E -- ③指定 --> F G[①申請] --> C </pre> 外国人児童指導教室 - 日本語習得が十分でない外国人児童の多い学校に日本語指導加配教員を配置 外国人児童生徒指導協力員派遣 - 初期指導(生活言語の日本語指導) - 翻訳 - 家庭訪問 - 保護者相談 日本語指導通級教室 - 中学生対象 - 学習言語の日本語指導 NPO 団体 千葉市 JSL 児童・生徒支援の会 - 主に指導協力員が対応できない多言語に対応 日本語の指導が必要な児童生徒が在籍している学校
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 外国人児童生徒指導担当者連絡協議会(研修会)(年5回) 構成員:指導主事4人、日本語指導担当教員 27 人、大学教員2人、日本語指導通級教室講師5人 4月:文部科学省等における日本語指導の状況について 講師を招いての学習会 7月:講師を招いての学習会、情報交換会、日本語指導についての協議会 8月:講師を招いての学習会、情報交換会、日本語指導についての協議会 10月:日本語指導者養成講習の伝達講習、情報交換会 講師を招いての学習会 2月:研修の振り返りと次年度に向けて、情報交換会 講師を招いての学習会 ※外国人児童生徒指導協力員 16 人は別の日時で学習会を実施 (2) 学校における指導体制の構築 通級による指導が必要な児童生徒に対して「特別の教育課程」による通級指導が充実するよう、講師の適正な配置を図り、散在地域においても支援が行き届くよう体制を整備した。 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 「特別の教育課程」による日本語指導の実施のための協議会 4月:「特別の教育課程」の編成と実施についての説明(オンラインによる学校への説明) 5月:「特別の教育課程」の学校からの提出 5月:「特別の教育課程」の編成と実施についての説明(全体会における講師による講演) 11月～2月:個別の指導計画に基づいた指導の参観と、指導の改善に関する助言指導、個別の指導計画の見直し

3月:個別の指導計画による評価と次年度への引き継ぎ

(4) 成果の普及

- ・国際理解教育研究推進協議会や日本語指導担当者連絡会等で実践の概要と成果を発表する。
- ・教育委員会のHPに実践の概要と成果を発表する。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導の必要な児童生徒が在籍する学校に外国人児童生徒指導協力員を派遣し、該当児童生徒を取り出して指導する。
- ・生活言語の指導(初期指導)を行う。原則として1日2校訪問する。指導協力員は16人で、対応言語は、中国語(9人)、フィリピン語(3人)、スペイン語(2人)、韓国・朝鮮語(2人)である。

4月:前期外国人児童生徒指導協力員派遣計画(4月～10月)を各校発送

7・8月:夏休み中の外国人児童生徒指導協力員の派遣

10月:後期外国人児童生徒指導協力員派遣計画(10月～3月)を各校発送

各学校から前期の外国人児童生徒指導協力員の勤務状況報告書を委員会に提出

外国人児童生徒指導協力員による前期の指導報告書を委員会に提出

11月:指導主事による外国人児童生徒指導協力員の授業参観

3月:各学校から後期の外国人児童生徒指導協力員の勤務状況報告書を委員会に提出

外国人児童生徒指導協力員による後期の指導報告書を委員会に提出

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・国の動向を踏まえた望ましい日本語指導のあり方について、共通認識をもつことができた。
- ・先行的な研究を行っている大学の教授の学習会をすることで、日本語指導担当教員や指導協力員等の日本語指導力の向上を図ることができた。
- ・該当児童生徒の日本語習得状況や日本語指導方法において、共通認識を図ることで、より効果的な指導をすることができた。
- ・特別の教育課程や個別の指導計画に基づく日本語指導のあり方について、校内の連携をより進める必要がある。
- ・日本語指導担当の資質・能力を高めるための研修のあり方について、さらに検討する必要がある。
- ・日本語指導が必要な児童生徒が多く、多くの学校に在籍している現状を踏まえ、どの学校でも日本語指導ができる体制を構築できるよう検討する必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・散在地域において「通級指導教室」を中心とした指導・支援体制を構築し、引き続き支援することができた。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・「特別の教育課程」実施のためのカリキュラムマネジメントについて理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案することができた。
- ・個別の指導計画の実施と見直しのサイクルにより、対象児童生徒の日本語力や生活の様子を関係者が共有することができ、学習意欲の向上につながった。
- ・特別の教育課程と個別の指導計画の効果的な運用について、校内で連携が取れていない学校があり、指導や支援が必要である。
- ・個別の指導計画について、年度をまたいでの引き継ぎのあり方等について、学校に周知していく必要がある。

(4) 成果の普及

- ・今年度も大学教授に研修内容をマネジメントしてもらい、関係者で成果と課題を共有し、より効果的な連絡会等のあり方を実施することができた。次年度も、引き続き大学教員等の講師を招聘して、日本語指導担当者の研修内容を精査し実施することとした。受講者が入れ替わり、初めての担当者が加わることから、全体(3回)とコース別(2回)にわけて実施する予定である。
- ・各学校から提出された実践のうち、優れた実践については、教職員が閲覧することができるホームページで公表することにより、市内学校に成果を発信している。
- ・協議会の参加者が、各学校の国際理解教育主任等、一部の教員に限られているので、それ以外の教員

等への周知について検討する。

- ・学校経営を進めるべき管理職等への周知を、より重点的に進めていく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・個に応じたきめ細かな日本語指導を行うことができ、生活言語の基礎・基本の定着を図ることができた。
- ・特に、母国語の分かる支援員の指導により、学校生活や家庭での不安や悩みを相談でき、児童生徒が安心して生活することができる。
- ・各学校における日本語指導担当者と母語支援員等の連携について検討する。
- ・日本語指導だけではなく、日本の文化や生活様式に触れた生活適応についての指導や相談、保護者の対応等、有意義な事業になると考えられる。
- ・母語の多様化に対応するために、新たな言語の母語支援者の採用について検討する。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	0 人 (0園)	498 人 (90校)	186 人 (46校)	0 人 (0 校)	0 人 (0 校)	0 人 (0 校)	0 人 (0 校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		455 人 (90校)	164 人 (46校)	0 人 (0 校)	0 人 (0 校)	0 人 (0 校)	0 人 (0 校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・R9年度に向けて、来日間もない児童生徒を対象としたプレクラスの開設を検討していく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。